

農利第 109 号
令和 4 年 10 月 31 日

一般社団法人静岡県建設業協会会長 様

静岡県経済産業部農地局農地利用課長

農地転用について（周知依頼）

日頃より、県の農業行政について御理解御協力をいただきありがとうございます。
さて、御承知のとおり農地を転用（農地を農地以外のものにする）場合には、原則として農地転用の許可が必要となります。（別添資料参照）
ところが、中には許可を受けない転用（違反転用）が行なわれています。
つきましては、農地を転用する場合には農地法による許可が必要であることを貴団体の会員様に改めて周知いただきますようよろしくお願いいたします。

担 当 農地調整班 鷹野
電 話 054-221-2637

農地転用をする前に

- ・ 農地を転用（農地を農地以外のものにする）する場合には、原則として許可が必要です。
- ・ 市街化区域内の農地を転用する場合には、許可は不要ですが、あらかじめ農業委員会に届け出る必要があります。
- ・ 許可を受けないで転用した場合には、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられる場合があります。（法人の場合は、上記罰金刑に加えて1億円以下の罰金刑が法人に対して科せられる場合があります。）
- ・ 具体的な手続き等については、農地が所在する市町の農業委員会にお問い合わせください。